

令和5年 第1回通常総会議事録

1 日 時 令和5年2月28日（火）午後1時30分～午後2時36分

2 場 所 日赤会館 3階会議室

3 出席者

(1) 会 員

| | | |
|------------|--------------|------|
| 和歌山県 | 橋本市 | 有田市 |
| 御坊市 | 田辺市 | 紀美野町 |
| 岩出市 | 高野町 | 広川町 |
| 有田川町 | 美浜町 | 日高町 |
| 由良町 | 日高川町 | みなべ町 |
| 印南町 | すさみ町 | 太地町 |
| 和歌山県医師国保組合 | 和歌山県歯科医師国保組合 | |
| 紀和薬剤師国保組合 | | |

〈書 面〉

| | | |
|------|-------|------|
| 和歌山市 | 海南市 | 新宮市 |
| 紀の川市 | かつらぎ町 | 九度山町 |
| 湯浅町 | 白浜町 | 上富田町 |
| 串本町 | 那智勝浦町 | 古座川町 |
| 北山村 | | |

(2) 役 員

| | |
|------|-----|
| 常務理事 | 理 事 |
|------|-----|

(3) 事務局

| | | |
|------------|--------|----------|
| 事務局 局長 | 事務局 次長 | 総務課 課長補佐 |
| 総務課 庶務係 係長 | | |

司 会

定刻となりましたので、ただ今から令和5年第1回通常総会を開催いたします。

本日の総会の出席状況ですが、ご出席いただいております会員さんが21名、所用のため書面により審議に加わっていただいております会員さんが13名となっており、過半数に達しておりますので、総会が成立することを報告させていただきます。

開会にあたり、中芝理事長よりご挨拶を申し上げます。

理 事 長

本日、令和5年第1回通常総会を開催いたしましたところ、皆様方には、大変お忙しい中、ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

また、平素は本会の事業運営に対しまして、格段のご支援とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、少子高齢化がますます深刻化する中で、国保制度を取り巻く環境は更に厳しさを増しております。

国においては、全世代型社会保障制度の構築に向けた取り組みのほか、医療・介護費の適正化などのデータヘルス改革が進められています。

一方で、医療分野においては、本年4月から保険医療機関・薬局でのオンライン資格確認が原則義務付けられ、行政サービスのデジタル化が一層推進されることとなります。

本会といたしましては、これら国保連合会を取り巻く情勢の変化に的確に対応するとともに、保険者支援の充実・強化に努めて参る所存でございますので、なお一層のご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本日ご審議いただきます案件は、令和4年度補正予算、令和5年度事業計画及び予算等でございます。

この後、事務局から説明いたしますので、ご審議の上、ご承認賜りますようお願いをいたしまして、簡単ではございますが、ご挨拶といたします。

司 会

ありがとうございました。

次に、議長の選出でございますが、慣例により司会者からご指名させていただきますのでよろしいでしょうか。

一 同

異議なし。

司 会

ありがとうございます。異議なしとのことでございますので、議長は中芝岩出市長さんをお願いいたします。中芝市長さん議長席へお願いします。

議 長

ご指名をいただきましたので、議長を務めさせていただきます。

議事進行に、ご協力の程お願いいたします。

それでは議事に入ります。報告第1号及び報告第2号について、事務局から一括報告いたします。

事 務 局

報告第1号 理事長専決処分について

急を要しましたので、以下の4点について、国民健康保険法第86条において準用する同法第25条第2項の規定により専決処分をいたしましたので、報告いたします。

1 退職給付引当資産の処分

職員1名が9月末に退職したことに伴い、積立金額3億3,892万4,551円のうち、79万4千円を処分し、令和4年度一般会計へ繰り入れいたしました。

2 令和4年度一般会計補正予算

今説明しました退職給付引当資産の取崩分を受け払いするための補正で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ79万4千円を追加し、総額を25億3,313万2千円といたしました。

3 令和4年度診療報酬審査支払特別会計補正予算

新型コロナウイルスですが、感染者数がオミクロン株の流行により高止まりの状況が続いていたところへ、10月から再び増加に転じたことで、予算額を上回る見込みとなったため、公費負担医療に関する診療報酬支払勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億2千万円を追加し、総額を42億4,142万4千円といたしました。

4 令和4年度後期高齢者医療事業関係業務特別会計補正予算

国保と同様の理由による増額補正で、公費負担医療に関する診療報酬支払勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億7千万円を追加し、総額を15億9,644万4千円といたしました。

報告第2号 規程の制定について

2月13日開催の理事会において、以下の4つの規程を制定いたしましたので、報告いたします。

和国保連規程第1号 決裁規程の一部を改正する規程

決裁処理の明確化等を図るため、調書類における決裁範囲の見直しを行いました。

改正内容の概要を申し上げますと、まず収入において、これまで常務理事の専決としていた収入調定書を事務局長の専決といたします。また支出ですが、支出負担行為書については、これまで50万円以上300万円未満としていた常務理事の専決の範囲を300万円未満に改めるとともに、支出調書についても、これまで金額に応じて決裁範囲を規定していましたが、これを改めすべてを事務局長の専決といたしました。

和国保連規程第2号 財務規程の一部を改正する規程

出納事務の効率化を図るための改正で、第111条において消耗品出納簿の登記を省略できる物品に、例えばボールペンなど、受入れ後直ちに払出しをするものを追加いたしました。

和国保連規程第3号 和歌山県国民健康保険等柔道整復施術療養費審査委員会規程の一部を改正する規程

本会では、柔整療養費の請求に不正等がないか施術管理者等から施術の事実等を面接により確認するため、柔道整復施術療養費審査委員会の下に面接確認委員会を設置しています。その開催準備や委員会への出席、面接結果の取りまとめなど、委員の先生方には従来の審査委員会以外にあらたにご負担をおかけすることになりますので、報酬月額を1万円から1万3千円に見直しました。

和国保連規程第4号 第三者行為損害賠償求償事務共同処理事業規程の一部を改正する規程

第三者行為求償事務の取組強化を図るための改正で、後ほど事業計画のところでも説明いたしますが、加害者直接請求について、これまで過失割合と損害賠償金の決定までを受託範囲としていましたが、それを損害賠償金の請求及び受領まで拡大するとともに、法的手続きに係る書類作成支援にも新たに取り組むことといたしました。報告事項の説明は以上でございます。

議 長

報告第1号及び報告第2号について報告いたしましたが、何かご質問等ございませんか。

一 同

質問等なし。

議 長

ないようでございますので、次に、議決事項に入ります。

議案第1号から議案第8号までは、令和4年度の各会計補正予算についてでございますので、一括議題とすることにご異議ございませんか。

一 同

異議なし。

議 長

それでは、一括議題とし、事務局から説明いたします。

事 務 局

議案第1号 退職給付引当資産の処分について

この3月末で職員1名が定年退職することに伴う退職金の取崩です。2,391万2千円を取崩し、令和4年度一般会計へ繰り入れいたします。

議案第2号 令和4年度一般会計補正予算について

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ11億6,512万9千円を減額し、総額を13億6,800万3千円といたします。

補正内容としては3点あり、まず1点目は、先ほど説明させていただきました退職金の関係で、資産を取り崩したものを歳入の款5繰入金へ繰り入れ、歳出の総務費から退職手当として支払います。

2点目は積立金の関係ですが、法人税の課税問題で、平成26年度に各特別会計の繰越金などについては、一般会計に繰り入れ管理していましたが、このうち後期・介護・障害の3つの特別会計分は令和元年度の2月補正で、一般会計財政調整積立金として積立いたしました。残る国保の業務勘定分については、予定外の歳入不足に備えて積立は行わず管理しておりましたが、この度、他の業務勘定と同じく、財政調整積立金として積み立て、それぞれ金額を明確にしたうえで管理することといたします。歳入款6繰越金を1億2,895万9千円増額し、歳出の積立金で、業務勘定分1億365万6千円を一般会計財政調整積立金に積立いたします。

3点目は介護職員等への処遇改善の関係ですが、県委託事業である介護職員及び福祉・介護職員の処遇改善に係る交付額の算出・振込業務の契約期間満了に伴い、事業所への交付に充てるための費用を減額補正します。歳入の款8県支出金にて介護・障害合わせて13億1,800万円を減額いたします。また、歳出においても同じ額を減額しております。

議案第3号 令和4年度診療報酬審査支払特別会計補正予算について

I C T等を活用した審査支払業務等の高度化・効率化のための積立資産の積み増

しに伴う増額補正で歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,800万円を追加し、総額を9億6,374万4千円といたします。

歳入の款1手数料で1,800万円を増額し、歳出の款5積立金、目4ICT等を活用した積立資産へ同額を積み立ていたします。

次から説明させていただく、後期、介護、障害の業務勘定についても同様に、積立金の積み増しを行うための補正です。

議案第4号 令和4年度後期高齢者医療事業関係業務特別会計補正予算について

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,200万円を追加し、総額を7億5,996万3千円といたします。

歳入の款1手数料で2,200万円を増額し、歳出の款1総務費で未執行の委託料等1,800万円を合わせた4千万円を款5積立金、目4ICT等積立資産へ積み立ていたします。

議案第5号 令和4年度特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計補正予算について

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,071万5千円を追加し、総額を6,139万9千円といたします。

これは、令和3年度の繰越額をお示しするための補正予算となります。

歳入の款6繰越金で1,071万5千円を増額し、歳出の款6予備費に同額を追加いたします。

議案第6号 令和4年度第三者行為損害賠償求償事務共同処理事業特別会計補正予算について

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ784万6千円を追加し、総額を3億9,211万8千円といたします。

こちらも、繰越金をお示しする補正予算となります。

歳入の款5繰越金で784万6千円を増額し、歳出款5予備費に同額を追加いたします。

議案第7号 令和4年度介護保険事業関係業務特別会計補正予算について

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,922万3千円を追加し、総額を3億3,541万1千円といたします。

歳入の款9繰越金で2,922万3千円を増額し、歳出の款1総務費で未執行となった給料77万7千円を合わせた額を款7積立金、目1財政調整積立資産へ200万円、目4ICT等を活用した積立資産へ2,800万円それぞれ積み立ていたします。

議案第8号 令和4年度障害者総合支援法関係業務等特別会計補正予算について

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ718万7千円を追加し、総額を7,605万円といたします。

歳入の款6繰越金で718万7千円を増額し、歳出の款1総務費の消費税の未執行分181万3千円と、款7予備費の減額500万円を合わせた額を款4積立金、目1財政調整積立資産へ200万円、目4ICT等を活用した積立資産へ1,200万円それぞれ積み立ていたします。

なお、今回の補正により、後期高齢以外の業務勘定で、財政調整積立資産及びICT積立資産の積立額が、ほぼ積立可能額まで達している状況でございます。説明は以上です。

議 長

議案第1号から議案第8号まで説明いたしましたが、何かご意見、ご質問等ございませんか。

一 同

質問等なし。

議 長

ないようでございますので、議案第1号から議案第8号まで原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

一 同

異議なし。

議 長

議案第1号から議案第8号まで、原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第9号から議案第33号までは、令和5年度の事業計画並びに各会計予算等についてでございますので、一括議題とすることにご異議ございませんか。

一 同

異議なし。

議 長

それでは、一括議題とし、事務局から説明いたします。

事務局

議案第9号 令和5年度事業計画について

基本方針を重点的に説明させていただきます。

2 基本方針の(1) 保険者支援事業等の保険者の保健事業(データヘルス)への支援ですが、国保データベース(KDB)システムの活用促進を図るため、システムを用いた地域の健康課題の把握や保健指導対象者の抽出、事業の評価方法等をテーマに実機を用いた集合形式の研修会を開催します。また、集合形式の研修会に出席できない保険者からの要望に応じ、システム操作及び活用支援を訪問等により行いたいと考えております。

医療費等データ分析事業への取組ですが、KDBシステム等を活用して、保険者ニーズに沿った医療・健診データの分析資料の作成に取り組むとともに、保険者協議会等を通じて被用者保険のデータと比較・分析するなど、地域の健康課題や国保の特性に応じた医療費適正化を一層支援します。

併せて、令和5年度から新たに連合会、県、その他大学等と連携し、市町村における保健事業に活用いただけるような分析事業を実施します。こちらは何かと言いますと、保健事業というものをできるだけデータに沿った形で合理的に進めていくような取組みを開始したいと考えております。

このデータ分析事業については、連合会にも、まだまだノウハウがありませんので、実際にやってみてどこまで有効にできるかというのは、試行錯誤をしながらになるかとは思いますが、この取組みをさせていただきたいと考えております。

(2) 国保診療報酬等に関する事業の診療報酬等審査支払業務の実施ですが、医療機関等からの診療報酬等の請求に対して、適正かつ公平な審査と迅速な支払を行います。

次期国保総合システム及び次期国保情報集約システムの円滑稼働ですが、令和6年から稼働します次期国保総合システム及び次期国保情報集約システムについては、クラウドサービスへ移行しますので、現行システムからのデータ移行、システム切替に係る保険者との調整及び保険者向け説明会を開催するなど、円滑な稼働に取り組んでまいります。

柔整・あはき療養費に係る事務処理の適正化の実施ですが、療養費支給決定に係る審査をより正確に行うため、資格喪失後の受療など疑義のある申請書については、療養費の支払を一旦保留し、保険者の支給決定前に資格確認や内容点検ができるよう、処理方法を変更します。

(5) 第三者行為損害賠償求償事務共同処理事業ですが、加害者への直接請求においては、これまで、過失割合の算出並びに請求額の決定までを受託業務としておりましたが、令和5年度からは受託業務の範囲を拡大し、損害賠償金の請求及び受領に関する業務を実施します。

加えて、保険者にて法的手続きが必要となる場合には、支払督促や民事訴訟等の申立書類の作成について支援を行います。

また、求償事案の発見に寄与するため、保険者と県警・消防等との協力体制の構築及び覚書による損害保険会社からの傷病届等の提出促進に向けて支援します。

さらに、保険者要望に応じた支援を行うために、保険者をできる限り巡回訪問させていただき、保険者が抱える事案に関する相談や新規案件の掘り起こしなどを行いたいと考えております。

(6) 介護保険事業のケアプランデータ連携システムの安定運用ですが、国において、居宅介護支援事業所と介護サービス事業所の間で毎月やり取りしているケアプランを紙ではなくデータとして連携する仕組み「ケアプランデータ連携システム」が構築され、令和5年4月から本稼働されます。本会におきましては、このシステムの開発元である国保中央会と連携を図り、介護事業所からのライセンス料徴収や電子証明書の発行申請の確認及び証明書の発行業務を迅速に行います。

以上が、令和5年度事業計画の基本方針となります。

議案第10号 令和5年度負担金及び手数料について

保険者の皆様には令和4年10月24日付けで事務局案をお示しさせていただいております。国保情報集約システム手数料ですが、令和6年の機器更改に向け、現行の減価償却の積立が完了したこと等により、今年度の276円から116円10銭引き下げ159円90銭といたします。

次に損害賠償金求償事務手数料の(3)のところ、先ほど事業計画の中でも説明しました加害者直接請求事務に関する手数料を追加しています。

議案第11号 一般会計減価償却引当資産の処分について

会計システム、人事・給与システム導入に充てるため、積立金額4億5,143万896円のうち、2,993万7千円を限度として処分し、令和5年度の一般会計へ繰り入れいたします。

ここからは、令和5年度各会計別予算の説明となりますが、主に前年度との比較が大きいもの、新規のものについてのみ説明させていただきます。

議案第12号 令和5年度一般会計予算について

歳入歳出予算の総額を2億3,228万6千円といたします。

歳入の款2国庫支出金は、合計で1,176万円余りを見込んでおり、前年度との比較で244万円余りの増となっています。これは、保健事業を強化するにあたり保健師を増員することに伴う補助金の増によるものです。

次に、款4繰入金金が8,663万3千円で、前年度との比較で1,146万円余りの増となっています。一般会計で管理する人件費や会館の維持管理費、また退職給付引当資産に充てるため、各特別会計から応分の繰り入れを行う他会計繰入金の額が減った一方で、令和5年度は、会計システム、人事・給与システム導入のための経費を項2積立金繰入金目2減価償却引当資産繰入金で2,993万円余りを繰

り入れたことにより、最終的には前年度より増加しております。

款5繰越金は4千万円で令和4年度の決算見込額となっています。前年度との比較としては3,900万円の増となっています。

この繰越金については、令和5年度予算から、各会計においてできるだけ精緻な額を出すこととし、予算上の繰越金との差額については、毎年7月の理事会・総会で、補正予算として、きちんと保険者の皆様にお示しすることといたします。

歳出ですが、款2総務費は職員等の人件費や、会館維持管理の経費が主なもので、1億1,266万9千円を見込んでいます。

目2一般管理費は8,433万1千円で、前年度との比較で2,180万7千円の増となっています。これは、会計システムや人事・給与システムを導入するための経費増や本会でのDXや働き方改革を推進するための執務室内のネットワークの無線化に係る経費増となります。

款3事業費は4,827万2千円で、目6保健事業費で保健師の人件費等を計上しています。こちらは、保健師を増員すること等により、前年度との比較で719万円余りの増となっています。

款4積立金では、目1退職給付引当資産で2,582万5千円、目2減価償却引当資産で696万3千円を積み立ていたします。

一般会計予算については、以上です。

事務局

議案第13号 診療報酬審査支払特別会計財政調整基金積立資産の処分について

連合会の積立資産には、手数料収入の10%が上限となる財政調整基金積立資産と、同じく30%が上限となるICT等積立資産があり、両資産とも年度末の決算見込みを基に、それぞれの上限内に積み立てをし直す洗い替えという行為が必要となってまいります。そのための取り崩しで、財政調整基金積立資産では積立金額の全額5千万円を処分し、令和5年度業務勘定へ繰り入れいたします。

議案第14号 診療報酬審査支払特別会計減価償却引当資産の処分について

国保総合システム関連機器等の支出に充てるため、積立金額5億155万6,921円のうち、4,764万9千円を限度として処分し、令和5年度業務勘定へ繰り入れいたします。

議案第15号 診療報酬審査支払特別会計ICT等を活用した審査支払業務等の高度化・効率化のための積立資産の処分について

洗い替えのための取り崩しで、積立金額の全額1億6千万円を処分し、令和5年度業務勘定へ繰り入れいたします。なお、この積立資産の処分については、他の特別会計でも同様に議案としてあげさせていただいていますが、同様の内容となりますので説明の方は省略させていただき、予算書のところで触れさせていただきます。

議案第16号 令和5年度診療報酬審査支払特別会計予算について

歳入歳出予算の第1条ですが、この会計には審査支払事業の経費を賄う業務勘定のほかに、記載の4つの支払勘定があります。

業務勘定の予算総額は9億6,681万1千円、診療報酬支払勘定は833億800万円、公費負担医療に関する診療報酬支払勘定は41億7,016万3千円、出産育児一時金等に関する支払勘定は3億6,332万4千円、こちらについては令和5年度から一時金が50万円に引き上げられることによる影響で1,527万2千円の増、抗体検査等費用に関する支払勘定は4,490万3千円で、新型コロナウイルスワクチン接種費用支払業務の終了に伴い9,484万1千円の減といたします。

詳細につきましては、業務勘定のみ事項別明細書で説明させていただき、保険者等から資金を受け入れて医療機関等に支払います支払勘定の説明は省略させていただきます。他の特別会計も同様とさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

歳入の款1手数料は、5億3,543万9千円で、前年度と比較して3,148万円余りの減となっています。

目24共同処理手数料は、国保情報集約システムに係る手数料の引き下げにより2,974万円余りの減、また項2事務費の目3新型コロナウイルスワクチン接種事務費については、処理件数を4年度の3万5千件から5年度では6千件と見込み、870万円の減としています。

款2国庫支出金は、令和5年度に風しん対策事業に補助金が新たに措置されることとなったため、499万円余りの増を見込んでいます。

款4繰入金は2億5,765万円で、先ほど積立資産の処分のところで申し上げたとおりですが、項2積立金繰入金、目3ICT等積立資産が7,500万円増となっているのは、令和4年度補正予算で積み増しすることによるものです。

款6諸収入は、7,272万1千円で、保険者間調整の受入金が主なものとなりますが、預金利子を廃目としているのは、現行の預金種目では預金利子が発生しないため、今回科目の整理を行いました。各業務勘定でも同様に整理を行っています。

歳出の款1総務費は4億5,273万4千円で、令和5年度については国保総合システムなどの運用管理業務等を精査するとともに、業務委託の内製化などにより委託料を削減しましたが、一方で6年度の国保総合システム及び国保情報集約システムの機器更改に向けた支出を予定していることから、トータルしますと前年度と比較して2,424万円余りの増となっています。

款4国保中央会システム負担金は、9,960万3千円となります。

国保情報集約システムの初期構築負担金や国保総合システム開発負担金については、本来であれば減価償却引当資産を取り崩して支払うこととなりますが、今年度手数料を引き上げさせていただいた結果、積立金もほぼ満額積み立てられる上、

繰越金も一定額見込まれることから、令和5年度は減価償却引当資産の取り崩しを行わず、4年度からの繰越金を充てることとしております。

また、現行の積立額はそのまま残りますので、新たな減価償却の積み立ては行わないことといたします。

款5積立金、目1財政調整基金積立資産は洗い替えとして5千万円を、目2減価償却引当資産では3,243万円余りを積み立てます。

目4ICT等積立資産についても洗い替えとして1億6千万円を積み立てます。

国保の業務勘定の説明は以上となりますが、先ほど申しあげましたように、この勘定では令和6年の国保総合システム機器更改のための原資も確保できる見通しが立ったことから、向こう数年間の財政計画を立てた上で、令和6年度以降の手数料引き下げも含めて検討していきたいと考えています。

次の議案第17号から第19号までは後期高齢者特別会計に係る積立資産の処分ですので、説明は省略させていただきます。

議案第20号 令和5年度後期高齢者医療事業関係業務特別会計予算について

歳入歳出予算の第1条ですが、この会計には業務勘定と2つの支払勘定があります。

予算の総額は、業務勘定は9億5,851万3千円、診療報酬支払勘定は1,598億4千万1千円、公費負担医療に関する診療報酬支払勘定は14億7,090万2千円としております。

歳入の款1手数料は6億2,444万8千円で、処理件数の伸びにより、前年度と比較して2,750万円余りの増となっています。

款5繰入金は3億2,261万6千円となります。

項2積立金繰入金の目1財政調整基金積立資産5,400万円と目3ICT等の積立資産1億1千万円は洗い替えのための取崩収入で、ICT等積立資産で7,100万円増えているのは、先ほど説明いたしました令和4年度補正予算で積み増しを行うことによるものです。

また、目2減価償却引当資産繰入金では、国保総合システムの更改等に充てるため1億5,861万円余りを繰り入れます。

歳出ですが、款1総務費は4億8,076万5千円でございます。

項1審査支払管理費、目1一般管理費は2億9,148万円余りで、後期についても国保総合システムの機器更改に伴う負担増はありますが、システム運用管理の経費を削減したことで、トータルしますと前年度と比べて2,282万円余りの減となっています。

款4国保中央会システム負担金は1億3,356万2千円で、前年度と比較して1億361万円余りの増となっています。

これは、後期も国保総合システムを使用していますので、システム更改に係る開発負担金について、応分の負担を求めることによるものです。財源は、減価償却引

当資産を取り崩すことといたします。

款5積立金は2億7,135万1千円で、目1財政調整基金積立資産と目4ICT等積立資産で洗い替えの際に積み増しを予定しています。

このことで、後期についても、財政調整基金積立資産、ICTともにほぼ積立可能額まで達することとなりますので、国保と同様に、令和6年度に向けて手数料引き下げも含め検討を行っていく予定としております。

後期高齢者業務勘定は以上です。

次の議案第21号と第22号については、特定健診等事業特別会計に係る積立資産の処分になりますので、説明は省略させていただきます。

議案第23号 令和5年度特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計予算について

この会計には業務勘定のほか、国保と後期高齢者の2つの支払勘定があります。

予算の総額は、業務勘定は5,649万円、特定健康診査・特定保健指導等支払勘定は6億2,800万1千円、後期高齢者健康診査支払勘定は4億1,720万1千円としております。

歳入の款1手数料は2,644万8千円で、前年度との比較で600万円余りの減となっています。これは、目2後期高齢者健康診査手数料を見直し、国保と同じ額に引き下げたことによるものです。

款5繰入金は1,200万円余りで、ほとんどが財政調整基金積立資産とICT等の積立資産の洗い替えによる取崩収入となります。

歳出の款1総務費は1,901万円余りで、システム運用管理費や消費税の減等で330万円余りの減となっています。

款2積立金ですが、目2減価償却引当資産として、610万円余りを積み立てます。なお、目1の財政調整基金積立資産と目3ICT等積立資産は、後期の手数料引き下げによる手数料収入の減に伴い、洗い替えで積立額を見直します。

款4負担金は、特定健診等データ管理システム負担金として、国保中央会へ約447万円を支出いたします。

特定健診等業務勘定については、以上となります。

議案第24号 令和5年度第三者行為損害賠償求償事務共同処理事業特別会計予算について

歳入歳出予算の総額を3億7,940万9千円といたします。

歳入の款1損害賠償金受入金は3億3,600万円で、対前年度比1,400万円の減を見込んでいます。歳出で同額を計上いたします。

款2手数料ですが、加害者直接請求業務の拡大による手数料の増を見込んでおり、3,191万8千円といたします。

款3国庫支出金は、600万円を見込みます。

歳出の款1総務費は2,800万5千円で、システム運用管理費やシステム改修費等を低く抑えたため、前年度と比較して468万円余りの減となっています。

款3予備費は1,540万4千円で、繰越金の関係で多くなっていますが、この分は今後の求償システムの機器更改と取組強化に向けたプログラム改修に充てることを考えております。

第三者行為損害賠償求償事務特別会計については、以上となります。

次の議案第25号から第27号は、介護保険事業特別会計に係る積立資産の処分ですので、説明は省略させていただきます。

議案第28号 令和5年度介護保険事業関係業務特別会計予算について

この会計には業務勘定のほか、2つの支払勘定があります。

予算の総額ですが、業務勘定は3億5,219万8千円、介護給付費等支払勘定は1,046億5,700万4千円、公費負担医療等に関する報酬等支払勘定は10億5,937万1千円としております。

歳入の款1手数料は1億3,835万2千円で、前年度との比較で600万円余りの増を見込みます。

項3では、ケアプランデータ連携システムライセンス料を新設しています。居宅介護支援事業所と介護サービス事業所の間で毎月やり取りされるケアプランをデータとして連携するケアプランデータ連携システムが構築され、令和5年4月から本稼働されることに伴う対応で、国保連合会では、事業所からのライセンス料をこの科目で受け、歳出で同額を中央会へ支払います。

款8繰入金、項2積立金繰入金の目1財政調整基金積立資産と目3ICT等積立資産繰入金は洗い替えによる取崩収入で、いずれも令和4年度補正予算で積み増しすることにより、それぞれ200万円と2,800万円の増、また目2減価償却引当資産繰入金では介護保険審査支払等システムの関連機器の支払に充てるため、329万円余りを繰り入れます。

歳出の款1総務費は9,520万6千円で、システム運用管理費の見直しや業務委託の内製化により468万円余りの減となっています。

款4国保中央会負担金は3,845万8千円で、システム改修負担金、保守管理負担金の単価引き上げにより436万円余りの増となります。

介護保険業務勘定については、以上です。

次の議案第29号と議案第30号については、障害者総合支援法の特別会計に係る積立資産の処分になりますので、説明は省略させていただきます。

議案第31号 令和5年度障害者総合支援法関係業務等特別会計予算について

この会計には業務勘定と2つの支払勘定があります。

歳入歳出予算の総額ですが、障害者総合支援業務勘定は7,911万4千円、障害介護給付費支払勘定は270億5,200万1千円、障害児給付費支払勘定は

55億20万1千円としております。

款1手数料は、5,666万8千円となっており、前年度と比較して322万円余りの増を見込んでいます。

なお目4は、令和5年度から新たに実施する業務で、国保連合会が保有しているデータを国の障害福祉サービスデータベースに連携するための委託費となります。

款3繰入金、項2積立金繰入金、目1財政調整基金積立資産と目3ICT等の積立資産繰入金は洗い替えによる取崩収入で、いずれも令和4年度補正予算で積み増しすることにより予算増となっています。

歳出ですが、款1総務費は2,806万1千円で、システムの運用管理費の抑制や派遣職員をアルバイト職員に変更することにより、前年度比で784万円余りの減となっています。

款2中央会負担金は、中央会の共同受付システム等負担金などで1,491万円余りを支出いたします。

款4積立金は2,304万4千円で、対前年度比1,422万円余りの増となっています。

障害者総合支援法特別会計については、以上となります。

議案第32号 令和5年度一般会計及び特別会計一時借入金について

借入限度額の総額を前年度と同じく41億8,800万円とし、借入方法等についても変更ないことで、借入先である指定金融機関の紀陽銀行と調整済みとなっています。

議案第33号 債務負担行為の設定について

令和5年度から会計システム導入・保守、人事・給与システム導入・保守、公用車再リース、複合機再リース、保険者ネットワーク利用料の5つの事項の債務負担行為を設定させていただいております。

説明は以上となります。よろしくお願いたします。

議 長

議案第9号から議案第33号について説明いたしましたが、何かご意見、ご質問等ございませんか。

一 同

質問等なし。

議 長

ないようでございますので、議案第9号から議案第33号について原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

一 同
異議なし。

議 長

議案第9号から議案第33号は、原案のとおり可決いたしました。
以上をもちまして、本日の議案審議は、すべて終了いたしました。折角の機会
でございますので何かございませんか。

一 同
特になし。

議 長

ないようでございますので、以上をもちまして閉会といたします。

理 事 長

本日は、会員の皆様方には、大変お忙しいところご出席をいただき、ご審議を賜
りまして、誠にありがとうございました。

予定いたしました議案につきましては、すべて原案どおりご承認いただき
ましたことに、厚くお礼申し上げます。

時節柄、皆様方には、健康に充分ご留意いただき、一層のご活躍をお祈り申し上
げまして、閉会の言葉に代えさせていただきます。

本日は、どうもありがとうございました。

事 務 局

事務局から理事保険者の皆様に連絡事項を申し上げます。

令和5年4月の個人情報保護法の改正に伴い、1件、規程の改正が必要となりま
したので、書面で理事会を開催させていただきたく、3月の初旬に理事保険者の皆
様方に書面審議書を送付させていただきますので、ご返送よろしくお願いいたしま
す。

連絡事項は以上となります。

(時：午後2時36分)

以上、令和5年第1回通常総会の議事録は、事実と相違ないことを証明いたします。

議事録署名人

議 長 岩出市長

印